

◆ 出生・死亡

市民課TEL：054-626-1116

大井川市民サービスセンターTEL：054-662-0541

1 出生

子供の出生から14日以内に、子供の名前、出生日と場所を市役所に届け出てください。

- ・出生から60日以内に出生児の外国人登録の手続きをしてください。
- ・出生から30日以内に出生児の在留許可の申請をしてください。

2 死亡

死亡の際には、市役所に届出をしてください。

- ・死亡者の外国人登録証明書は市役所に返却しなければなりません。